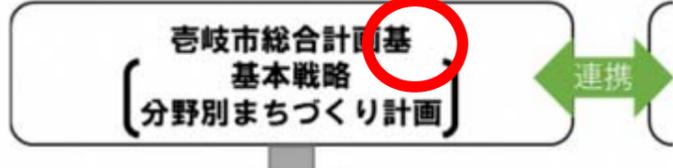
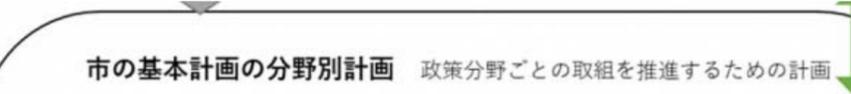


「吉崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（案）に対するパブリックコメントにおいて提出されたご意見及びご意見に対する市の考え方

この度は、貴重なご意見等を賜り誠にありがとうございます。いただきましたご意見等について、以下のとおり回答させていただきます。

No.	ページ	項目	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	5ページ	第1章 1. 区域施策編策定の背景 (5) 本市における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針	<p>本計画(案)のなかでおそらく一か所だけ、段落を示すスペースが半角になっている場所があると思いますので、全角でのスペースの配置をお願いします。</p> <p>グラムに関する取り組みを開始するとともに、気候変動の危機的な状況は「気候非常事態宣言」を発出し、近年の国際的な動向や国内の動向に地球温暖化対策を講じていく決意を示しているところです。</p> <p>その際、住民や地域の事業者とも連携の上、第3次吉崎市SDGs非常事態宣言に示す方針を基に、本市が抱える少子高齢化による人口減少等課題への対応と一体となって、省エネや4Rの促進、再生可能エネルギーの導入等の地球温暖化対策に取り組んでいくこととします。</p> <p>また、国内自治体初の「気候非常事態宣言」を契機として、市長が</p>	ご指摘のとおり、全角でのスペースの配置で対応いたします。
2	5ページ	第1章 1. 区域施策編策定の背景 (5) 本市における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針	<p>資源エネルギー庁の令和7年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」による補助金の公募に、吉崎市が「医療分野でのRE水素システム利活用実証研究事業」を提案され、今般、採択された過程について高く評価します。これまでのSDGs施策としての取組みがさらにすすむことを期待します。しかしながら、この資源エネルギー庁の補助については、原子力発電施設が立地する自治体等が実施する、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を支援することが主眼とされていますが、国の意図に振り回されたり、市民が望まない廃棄物処理施設が国から押し付けられたりしないように、市民の主体性について丁寧にご対応いただくことを期待します。一方で、我が国のなかで吉崎市が国民の誇りをかけて一定の役割を担うという選択肢も、国民としてはありえるものと思います。本公募に応募された市の職員さんの市民・国民としての覚悟も十分に拝察し、地球温暖化対策とその根底にあるSDGs施策について今後も市民として注視してまいります。今後も市民生活のために、地球の一員として吉崎市職員の方々が率先して行動してくださることを期待しています。そのうえで、市民側にも果たせる役割があればと思いますので、区域施策編の記載充実や計画的展開を強く期待します。</p>	ご意見として承ります。
3	5ページ	第1章 1. 区域施策編策定の背景 (5) 本市における地球温暖化対策のこれまでの取組	<p>環境省の吉崎市のデータでは2020年策定となっていたので、吉崎市地球温暖化対策実行計画の以前の計画を探しましたが見つかりませんでした。(庁舎内ではあるのかもしれませんが、HPなどで検索できませんでした)</p>	<p>吉崎市地球温暖化対策実行計画には事務事業編と区域施策編があり、事務事業編につきましては、環境衛生課において策定され、現在は、第3期計画(2024年度～2030年度)の期間中となっております。</p> <p>区域施策編は、今回が第1期となります。</p>

		組や今後の取組方針	<p>平成 21 年度に壱岐市地球温暖化防止対策協議会を設立し、市民に対して省エネや3Rの推進のための周知啓発活動を実施するとともに、小学生への環境教育等に取り組んできました。2018 年には SDGs 未来都市に選定され、中学生への SDGs・環境教育プログラムに関する取り組みを開始するとともに、気候変動の危機的な状況に鑑み、翌 2019 年には「気候非常事態宣言」を発出し、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく決意を示しているところです。</p> <p>この文書を、この計画冒頭 はじめに(仮)などで書いていただきたいです。壱岐市独自の取組であり、特質すべきと考えます。</p>	<p>ご指摘いただいた記載部分は壱岐市における地球温暖化対策のこれまでの取組の記載となります。</p> <p>計画書の構成上、国際的な動向→国内の動向→長崎県の動向→壱岐市の動向となっておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
4	5ページ 22 ページ	<p>第1章 1. 区域施策編策定の背景 (5)本市における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針 第5章 1. 2030 年度の目標(中期目標)</p>	<p>壱岐市は国内自治体初の「気候非常事態宣言」を発表し、2050 年脱炭素の実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ」の策定に参画するなど、温暖化対策について特に先進的な取り組んでいると理解しております。このたびの区域施策編の 22 ページにおいても長期目標として「カーボンニュートラル(排出量実質ゼロ)」と明記されておりますので、これを機に壱岐市がいわゆるゼロカーボンシティ宣言を表明されることを期待します。</p> <p>例:<a href="#">脱炭素社会の実現に向けた福岡市行動宣言(気候非常事態及びゼロカーボンシティ宣言)</a></p>	<p>ご指摘のとおり、本市は 2019 年に国内自治体初となる「気候非常事態宣言」を発出しました。本宣言はいわゆるゼロカーボンシティ宣言と重なる部分が多いものと認識しております。</p> <p>市としましては、同じような宣言を重ねて行うより、宣言の内容を実践するための行動こそ重要だと考えております。</p> <p>本計画が、行政を含め、市全体での脱炭素活動の促進につなげるため活用されるよう周知啓発等に努めてまいります。</p>
5	6ページ	<p>第1章 2. 基本的事項 (1)本計画の位置づけ</p>	<p>フレーム図のなかの、総合計画を示す部分で、「総合計画」となるべきところが「総合計画基」と誤植が発生しておりますので、「基」を除いていただきますようお願いいたします。</p> 	<p>ご指摘のとおり、不要な文字(誤植)を削除して修正いたします。</p>
6	6ページ	<p>第1章 2. 基本的事項 (1)本計画の位置づけ</p>	<p>「市の基本的計画の分野別計画」という表現が使われていますが、「総合計画の分野別(まちづくり)計画」と「市の基本的計画」が混同されるように思います。</p>  <p>思い切って「市の基本計画の分野別計画」という言葉を削って、単に「政策分野ごとの取り組みを推進するための計画」とだけ表記されるなど、</p>	<p>ご指摘のとおり、「市の基本計画の分野別計画」を削除し、「政策分野ごとの取組を推進するための計画」という表記のみに修正いたします。</p>

			混同を回避する表現をご検討いただけますと幸いです。	
7	6ページ	第1章 2. 基本的事項 (1) 本計画の位置づけ	<p>「まちづくり等の分野」「産業分野」「健康福祉分野」「環境保健分野」の4分野を示していただき、さらに、上記以外の計画等とも連携して進めますという表記もしていただいておりますが、ぜひ「教育振興基本計画」も追加していただければと思います。5分野目として「教育分野」を入れるか、「健康福祉分野」を「健康・福祉・教育分野」という表現にしてその中に「教育振興基本計画」を入れていただくかというような表現が考えられると思いますが、表現のしかたはお任せするとして、「教育振興基本計画」の明記をよろしくお願いいたします。</p> <p>学校教育の中で子どもたちの探求学習の一環で壱岐の環境の学びと実践が深まること（およびゲストティーチャー等で営利事業者や環境 NPO 等の活躍）を期待するとともに、社会教育の中であらゆる世代が生涯を通じたライフステージごとに環境についての学びと実践を地区公民館等で重ねることができる未来を期待します。</p>	ご指摘のとおり、「教育分野」並びに「壱岐市教育振興基本計画」を追加して記載いたしました。
8	6ページ	第1章 2. 基本的事項 (1) 本計画の位置づけ	<p>5ページにこれまでの壱岐市における地球温暖化対策のあゆみを記載していただき、これまでの市による継続的な環境への配慮がなされてきたことに敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>これまでの SDGs 施策を含め、「壱岐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定・実践を経て、今回の「壱岐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に至ったわけですが、この流れを受けて、ぜひ本計画を包含する「壱岐市環境基本計画」（仮称）の策定と、その根拠条例となる「壱岐市環境基本条例」（仮称）の制定に向けて歩みを進めていただくことをご検討いただけますと幸いです。</p> <p>環境基本法には市町村への策定義務は課されておらず、あくまでも任意で策定していただくことをご検討いただくものですが、今後の数年後のビジョンとして「壱岐市環境基本計画」（仮称）において地球温暖化対策に特化したものを「壱岐市地球温暖化対策実行計画」として運用できるものを「壱岐新時代」の環境面での象徴的な新たな計画として生み育てていただくことを期待します。</p> <p>環境保全及び創造に関する施策を計画的に推進することを目的とした「壱岐市環境基本計画」（仮称）による環境面での総合行政が展開され</p>	ご意見として承ります。

			<p>ることによって、2019年の「気候非常事態宣言」がただの宣言のみに留まることなく、実効性ある総合行政への確実な歩みへと成長できることができるようになります。また、補助率 1/2 の「壱岐市SDGs未来都市計画」に基づく諸事業において、市が持ち出しを行ってでも取り組んできた様々なアウトカムを「壱岐市環境基本計画」(仮称)として創造することで、行政が持ち出しを行ってでもやってきた覚悟と努力に見合う成果物を市民が獲得することができるようになります。長年に渡る国費活用事業の成果物として、「壱岐市環境基本計画」(仮称)とその根拠条例たる「壱岐市環境基本条例」(仮称)の制定をご検討ください。</p> <p>なお、「壱岐市環境基本条例」(仮称)の制定にあたっては、現行の「壱岐市自然環境保全条例」の発展として実現される形が望ましいと思います。「壱岐市自然環境保全条例」の全面改正でも、「壱岐市自然環境保全条例」の廃止とあわせた新たな条例の制定でも構いませんが(もちろん並行して存在してもかまいません)、対処療法を目的とした「壱岐市自然環境保全条例」よりも、これまでの SDGs 施策の成果も含めた、もっと未来志向な創造的条例としての位置づけを「壱岐市環境基本条例」(仮称)に期待したいと思います。</p>	
9	7ページ	<p>第1章 2. 基本的事項 (2) 対象とする温室効果ガス</p>	<p>「本計画で対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO2 及び非エネルギー起源 CO2 のうち一般廃棄物とします。」とありますが、メタン(CH4)と一酸化二窒素(N2O)までは計画範囲に入れるべきではないでしょうか。畜産を含む農業者の方々にも、地球温暖化防止に向けてお力添えをいただき、そのうえで「めざせ離島農業100億円で日本一!」の実現をお願いしたいです。</p> <p>なお、一酸化二窒素(N2O)の「O」が全角になっています。他の化学成分の表記は半角になっているようなので、表記の統一をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、温室効果ガスには、二酸化炭素(CO2)のほかにもメタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)などがございます。</p> <p>中でも、CO2 は、代表的な温室効果ガスであり、私たちの日常のエネルギー消費を伴う生活や事業活動と密接に関係しています。そこで、今回はエネルギー起源 CO2 と、非エネルギー起源 CO2 については一般廃棄物を対象としています。今後は、本市の地域特性やガスの算定方法等を考慮し、温室効果ガスの対象範囲の拡大も検討いたします。</p> <p>なお書き以下のご指摘につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。</p>
10	7ページ	<p>第1章 2. 基本的事項 (2) 対象とする温室効果ガス</p>	<p>本計画においては「エネルギー起源 CO2 及び非エネルギー起源 CO2 のうち一般廃棄物」を対象としていますが、対象とならない温室効果ガスの影響の程度(CO2 換算)についても言及していただければと思います。例えば家畜の飼養による影響はどれくらいでしょうか。</p> <p>参考:「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」環境省、168 ページ <a href="https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/manual_main_202404.pdf">https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/manual_main_202404.pdf</a></p>	<p>本計画では、代表的な温室効果ガスであり、私たちの日常のエネルギー消費を伴う生活や事業活動と密接に関係している CO2 を対象としています。今後は、地域特性やガスの算定方法等を考慮し、温室効果ガスの対象範囲の拡大も検討いたします。家畜の飼養による影響等についても算定方法等を検討いたします。</p>

11	8ページ～ 9ページ	第2章 2. 推進体制 (表5・図2関係)	<p>壱岐市における本計画の区域施策編の庁内での推進体制の説明をいただいております。この役割分担は妥当と思いますが、この庁内組織はどのような名称で、どのような機構として要綱・規則等で設置が定義されるご予定でしょうか。</p> <p>他の自治体では、「環境政策調整委員会」「地球温暖化対策実行計画庁内推進委員会」等の形で存在するようです。</p> <p>なお、壱岐市には「壱岐市SDGs推進本部」が庁内組織として成立して活躍していることから、その「壱岐市SDGs推進本部」に環境部会を置くとか、その「壱岐市SDGs推進本部」をもって庁内組織とみなすとかして、中途半端な組織が乱立することを防ぎ、機能的で奥行きのある庁内組織を形成していただき、もって庁内での協働と共創を環境面から実現させていただくことを期待します。</p> <p>ただし、「壱岐市SDGs推進本部」には、副本部長に教育長が入っていないので、環境教育の推進の観点から三役の一角をなす教育長が副本部長に入るように、本計画案で描かれているものと同等の状態になることを強く求めるものとさせていただき、そのうえで「壱岐市SDGs推進本部」との一体化もアリではないかという意見であるということを申し添えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ご意見を参考として、機能的な推進体制の構築を図ります。</p>
12	8ページ～ 9ページ	第2章 2. 推進体制 (表5・図2関係)	<p>庁内における体制図が書かれてあり、庁外体制の構築についても検討を進めるとの力強い記述がありますが、すでにある民間組織との連携を活かして、発展的な展開を期待します。</p> <p>その一環で、「壱岐市保健環境連合会」や「壱岐市地球温暖化防止対策協議会」、「一般社団法人壱岐みらい創りサイト」あたりについて、これまでの市の支援実績を含めて明記していただき、今後の世代交代や若者の参画なども含めた展望について記載をご検討ください。</p> <p>記載イメージ  <a href="https://www.city.koga.fukuoka.jp/uploads/source/master/18072025.pdf">https://www.city.koga.fukuoka.jp/uploads/source/master/18072025.pdf</a></p> <p>また、「壱岐市保健環境連合会」は、「長崎県保健環境連合会」の令和6年度の監事を務めるなど、極めて積極的な活動をされておられます。こうした活動を支える市の支援施策の拡充や、市のSDGs施策に協力している中学生・高校生に先進地視察をさせてあげられる交通費補助・研修事業などの導入をご検討ください。</p>	<p>ご意見を参考として、庁外体制の構築において、「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」、「壱岐市地球温暖化防止対策協議会」、「壱岐市保健環境連合会」を記載いたします。</p> <p>また以降につきましては、ご意見として承ります。</p>

13	8ページ～ 9ページ	第2章 2. 推進体制 (表5・図2関係)	<p>庁内における体制図しか書かれていませんが、区域施策編の意義は、壱岐島内における公共空間上に存在する多様な主体(まちづくり協議会、営利事業者、NPO など非営利事業者、学校、観光客、関係人口など)による役割分担を計画に落とし込むことではないのでしょうか。</p> <p>多様な主体に当事者意識を持ってもらいたい、その涵養に行政として力を尽くしたい、さらにいえば行政も頑張るのでそれ以外の多様な主体にも頑張ってもらいたい、必要であればエンゲージメントパートナー制度を用いて連携・協働そして共創をしたい…という市職員の皆様の思いは十分に行間・余白から感じ取ることができるのですが、やはり区域施策編には「多様な主体ごとに、それぞれの特性特色を踏まえて、どう役割分担をしてもらうか」というところが具体的に書き込まれるべきであろうと思います。</p> <p>よって、今回の内容はあくまで「素案」とし、これを礎として令和7年度に「壱岐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会(仮称)」あるいは「壱岐市環境審議会(仮称)」あるいは「壱岐市環境基本計画策定委員会(仮称:壱岐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定を含む)」を設置し、壱岐市自治基本条例の考え方や、これまでに蓄積されたSDGs 施策の経験に基づいた丁寧な議論・ワークショップを実施し、そのうえで令和7年度末までに改めてパブリックコメント制度による意見聴取を行い、それから遡って令和7年度からの計画期間とした区域施策編の取組みとされてはどうでしょうか。このまま策定しても、環境省向けに「壱岐市にはいちおう区域施策編もあります」というポーズを取ることで以上の実効性が確保できず、国の補助金獲得はできるかもしれませんが、実際の公共空間上の地球温暖化対策に何ら効力を発揮しない可能性があります。いったん策定して途中で見直しをするという選択肢もありますが、ここは「急がば回れ」ということで、もうちょっとだけ検討を重ねてはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>市としましては、計画策定が目標・目的ではなく、官民一体となって行動を実践していくことが重要だと認識しております。そのために本計画を指針として、多様な主体が一步を踏み出す契機を作りたいと考えております。</p> <p>本計画(Plan)を指針として、行動を実践(Do)しながら、地域全体の推進体制の構築も含めた検証・検討(Check)を行い、更なる行動の実践(Action)の輪を市全域に広げてまいります。</p> <p>また、本計画については、効果的な取組の実行に向けて、都度見直しができるように柔軟に対応し、見直し等においてはパブリックコメント等を適切に実施します。</p>
14	14ページ	第3章 1 地域の特徴 (4) 人口と世帯数	<p>今後の壱岐市の人口推移について、国立社会保障・人口問題研究所の推計が説明されていますが、本計画における前提もこちらの推計が前提となっていますでしょうか。第4次壱岐市総合計画においては島内人口の維持が最重点課題とされており、総合計画に沿って人口が維持される場合にはCO2 排出量の推計にも影響があるものと考えます。</p>	<p>本計画においては、国立社会保障・人口問題研究所の推計を前提としています。市の第4次総合計画は、2050 年人口2万人を目標としておりますが、本計画は、2030 年(令和 12 年)を目標年度としており、当該推計では当該年度が約2万人となることから、当該推計を前提としているところです。</p> <p>ただし、人口が減少傾向にあっても、生活の中で電化が進めば、電力の使用量等は人口の減少率とは必ずしも一致せず、発電由来のCO2 排出量も同様だと考えております。また、市の施策による人口維持あるいは増加の状況もあり得ますので、そのような点にも配慮し、計画の見直し等については柔軟に対応いたします。</p>

15	20ページ	第4章 2. 壱岐市の温室効果ガスの現況推計 (1) 最新年度の温室効果ガスの推計結果	壱岐市の温室効果ガスの現況推計において、運輸部門が 47%を占めており、これが同程度の規模の自治体と比較しても特に大きいことは強調されても良いかと存じます。	ご意見として承ります。
16	20 ページ 22 ページ	第4章 2. 壱岐市の温室効果ガスの現況推計 (1) 最新年度の温室効果ガスの推計結果 第5章 1. 2030 年度の目標(中期目標)	「表7 壱岐市の排出量カルテ(20ページ)」および「表8 壱岐市における総量削減目標 (22ページ)」によると、鉄道部門として2千トンが計上されていますが、これには何が該当しますでしょうか。	本計画では、温室効果ガスの推計に、環境省が示している「自治体排出量カルテ」を用いています。 「自治体排出量カルテ」は、都道府県及び市町村(特別区を含む、以下「市区町村」といいます。)を対象に、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(以下「算定手法編」といいます。)の標準的手法に基づく CO2 排出量推計データ及び特定事業所 2 の排出量データから地方公共団体の排出特性を把握し、的確な施策を行うための補助資料となります。 推計データですので、実状と乖離している部分もございます。 「運輸部門」の「鉄道」の電気使用量は、人口に比例すると仮定し、全国の人口当たり電気使用量に対して、市区町村の人口を乗じて推計されていることから、壱岐市でも鉄道の数値が計上されております。
17	20ページ	第4章 2. 壱岐市の温室効果ガスの現況推計 (1) 最新年度の温室効果ガスの推計結果	温室効果ガスの排出量について、その推計方法について言及されているとより理解が深まると感じました。  例:五島市気候エネルギー行動計画、12ページ <a href="https://www.city.goto.nagasaki.jp/s038/020/010/040/010/koudoukeikaku_gaiyou202102.pdf">https://www.city.goto.nagasaki.jp/s038/020/010/040/010/koudoukeikaku_gaiyou202102.pdf</a>	上記のとおり、本計画では温室効果ガスの推計に、環境省が示している「自治体排出量カルテ」を用いています。 あくまで推計値であり、実状と乖離している部分もございます。 市としましては、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルや他自治体の事例も参考としながら、本市の実情に合った温室効果ガスの排出量の推計方法を早急に確立したいと考えておりますが、それまでの間は、自治体排出量カルテの数値を基準として活用いたします。
18	22 ページ	第5章 1. 2030 年度の目標(中期目標)	表中の「BAU」(=追加的な対策を取らずに現状を維持した場合)について説明があった方がよいかと存じます。	ご指摘のとおり、「BAU」についての説明を追記いたします。
19	22ページ	第5章 1. 2030 年度の目標(中期目標)	本計画では基準年度である 2013 年度から 2030 年までに合計で 46%の削減が目標とされています。この数値は、国の地球温暖化対策計画や長崎県の第 2 次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画に基づいて設定されたとのことですが、県の目標である 31.5%や、同じ離島である五島市の 33.05%などと比較すると、かなり意欲的な数値になっているように感じます。国の全体目標が 46%であるとはいえ、壱岐市においても同様の数値を目指すには、やや難易度が高いのではないかと存じますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり、本計画の目標値 46%削減は、かなり野心的な目標でございます。 しかし、2050 年カーボンニュートラルを実現するためには、高い目標を掲げ、その目標に向かって全市的な取組を進める必要があると考えております。

20	22 ページ	第5章 1. 2030 年度の目標（中期目標）	<p>前述の削減目標 46%の内訳を追記していただくことは可能でしょうか。 例えば五島市においては削減目標 33.5%の内訳として、トレンドによる（BAU による）削減分が 22.46%、洋上風力（2000kw 10 機）で 7.69%、市役所における省エネが 2.67%等、具体的な取り組みの内訳が示されています。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市の BAU による削減分 32%から削減目標達成までの 14%削減の取組の内訳を追記します。</p>
21	23 ページ ～	第6章 1. 各部門・分野での対策とその促進のための施策 (1) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策の促進	<p>壱岐市は、山林などほとんどが里山で有り、雑木などの樹木が多い事から数年毎に道路を含め伐採を行う必要が有ります。 障害木の伐採においても道路及び裏山をはじめ現実には山の中に投げ入れて処分しているのが現状です。 その事で樹木が腐る段階で Co2 も排出しますし、貴重な燃料を捨てている事にも成ります。 現在の壱岐市の計画では、各個人が意識して行うにも問題が生じると感じます。 薪ストーブで暖を取る事は、何の意識も無く行え、更に 100%島外へお金を支払う化石燃料と異なり、島内へお金を蓄える事にもなり、経済効果も期待できます。 (壱岐市で可能な唯一のリサイクル再生エネルギー) (試算例:ストーブ 500 台で灯油を冬季 12 缶使用×1 缶 2000 円=24000 円×500=1200 万の油代と成り、3 トン×500 台=1500 トン削減=ハイブリッド 2500 台分に相当) 尚、灯油を 30 年以上暖房に使用していない為に試算の数量が少ないと思われ 提案 ① 薪ストーブの導入 薪ストーブは、Co2 排出量ゼロと国が認めています。 しかも、薪ストーブ 1 台で年間 3 トンの Co2 削減に成ると試算されています。 更に、この薪ストーブ 1 台で普通車ハイブリッド 5 台分に相当します。 ② 薪ストーブは、電気使用の削減 我が家の例では、冬季の暖房は薪ストーブで行う事から、エアコンを使用する事無く、夏場の電気料金 4 万円超が、冬場の電気料金 1 万円弱と成っています。 ③ 安心安全の薪ストーブ 薪ストーブは、炉内で燃焼した二酸化炭素を煙突から屋外へ排出します。その際に室内の空気を吸い込み燃焼する事から、室内の換気の必</p>	<p>ご意見として承ります。 第6章に示しておりますとおり、木質バイオマスの活用は重要と考えておりますので、今後の具体的施策の参考とさせていただきます。</p>

		<p>要が無く、薪 1 本なら年寄りでも持てる事から危険も無く、扉さえ閉める事で安心安全が保てます。</p> <p>④ 里山整備で荒廃防止 薪として伐採する事で、二次的に里山整備に繋がります。 また、里山を持たない人に対して薪を地元で地場産品として販売する事で地産地消に繋がり、地元経済も潤う事に成ります。 更に、観光客から薪の販売が無いとクレームを言われるなどの事も無くなり、キャンプ客などの誘致にもつながります。</p> <p>⑤ バイオ式生ごみ処理機の導入 畑や土の有る家庭にバイオ式生ごみ処理機やコンポスト導入 生ごみは、水分が多くゴミの焼却にも大量の石油が使われていると思われれます。 低温焼却はダイオキシンなどの問題が有り、当然の事ながら水分は少ない方が良い事は判明しています。 私は、20 年以上前からバイオ式生ごみ処理機を使用して一ん切の生ごみを出していません。 その事で、数値的 Co2 削減の計算は出来ていませんが、壱 岐市ゴミ処理施設の延命にもなる事と考えられます。</p> <p>⑥ 年間 50 台に補助金 5 万円で 10 年後には 1500 トンの Co2 削減可能</p> <p>⑦ 資料検索： <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/sigenkatuyo/pdf/130430-makisiryof.pdf">https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/sigenkatuyo/pdf/130430-makisiryof.pdf</a></p> <p>⑧ <a href="https://www.google.com/search?q=%E8%96%AA%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%BC%E3%83%96+co2%E5%89%8A%E6%B8%9B%E5%8A%B9%E6%9E%9C&amp;rlz=1C1CHWL_jaJP972JP972&amp;oq=&amp;gs_lcrp=EgZjaHJvbWUqCQgAECMYJxjqAjIJCAAQIxgnGOoCMgkIARAJGcCY6gIyCQgCECMYJxjqAjIJCAMQIxgnGOoCMgkIBBAJGcCY6gIyCQgFECMYJxjqAjIJCAYQIxgnGOoCMgkIBxAJGcCY6gLSAQ0IMjI5MTY0MzRqMGo3qAIIIsAIB&amp;sourceid=chrome&amp;ie=UTF-8">https://www.google.com/search?q=%E8%96%AA%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%BC%E3%83%96+co2%E5%89%8A%E6%B8%9B%E5%8A%B9%E6%9E%9C&amp;rlz=1C1CHWL_jaJP972JP972&amp;oq=&amp;gs_lcrp=EgZjaHJvbWUqCQgAECMYJxjqAjIJCAAQIxgnGOoCMgkIARAJGcCY6gIyCQgCECMYJxjqAjIJCAMQIxgnGOoCMgkIBBAJGcCY6gIyCQgFECMYJxjqAjIJCAYQIxgnGOoCMgkIBxAJGcCY6gLSAQ0IMjI5MTY0MzRqMGo3qAIIIsAIB&amp;sourceid=chrome&amp;ie=UTF-8</a></p>	
--	--	---	--

22	24ページ	<p>第6章</p> <p>1. 各部門・分野での対策とその促進のための施策</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策の促進</p>	<p>「吉崎市においては、以下の取組を実施します」と非常にコンパクトに記載していただいておりますが、事務事業編に示すような「民間の取り組みに対する市の取り組み」のように並立して取り組む内容と誤解されてしまわないかという印象を持ちました。</p> <p>「吉崎市においては、前項2の民間での取り組みを支援するために、以下の取組を実施します」というような表現のほうが誤解が減るのではないのでしょうか。ご検討ください。</p>	<p>ご意見を参考として、表現を修正します。</p>
23	24ページ	<p>第6章</p> <p>1. 各部門・分野での対策とその促進のための施策</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策の促進</p>	<p>各課の民間に対する支援施策群のなかに</p> <p>農業生産工程管理(GAP)による農業生産上の省エネルギー推進【農林課】</p> <p>というものの追加をご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
24	24ページ	<p>第6章</p> <p>1. 各部門・分野での対策とその促進のための施策</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策の促進</p>	<p>【再生可能エネルギーと出力抑制の問題について】</p> <p>2023年に再生可能エネルギー導入の急増に伴い、需給バランス調整のために頻繁に出力抑制が行われているとの報道がありました。</p> <p>参考：九州・中国管内で「出力制御」急増、太陽光発電事業者に「不安と動揺」(日経BP 2023-07-20)  <a href="https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/feature/00007/00087/">https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/feature/00007/00087/</a></p> <p>この問題が解消される見込みがない場合は、出力抑制により発電事業者の売電収入が減少し、新規参入や設備投資の鈍化の恐れがありますので、例えば以下についての検討を計画に追記してはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電された余剰電力を蓄電池で一時的に貯め、夜間や電力需要ピーク時に利用する仕組みを整備する。</li> <li>・ 電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)を蓄電池として活用し、出力抑制を回避する。</li> <li>・ バーチャルパワープラント(VPP)システム導入により電力調整機能を強化する。</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり、離島である本市では本土に先駆けて出力抑制が行われており、回数も年々増加しております。</p> <p>問題の解消については、非常に難しい状況であると認識しておりますが、電力会社等とも協議等を行い、抑制回数の低減等の可能性を模索したいと考えております。</p> <p>お示しいただいた取組につきましては、本計画の下で実施する具体的施策の参考とさせていただきます。</p>

25	26 ページ	第6章 1. 各部門・分野での対策とその促進のための施策 (2) 地域環境の整備	<p>地域環境の整備の取り組みとして「ハズなどの公共交通機関の積極的な利用」が挙げられていますが、壱岐市の取り組みとして「路線バスの公設民営化とそれに伴うEV化の検討」を提案させていただきます。</p> <p>参考：電動バス導入ガイドライン(国土交通省)  <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001265916.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001265916.pdf</a></p>	ご意見として承ります。
26	27 ページ	第6章 1. 各部門・分野での対策とその促進のための施策 (2) 地域環境の整備	<p>「畜産や木質などのバイオマス資源の有効利用の普及促進」の一環として、薪ストーブの導入支援についてもご一考いただければと思います。薪は再生可能エネルギーに区分されるためCO2削減の一助となるだけでなく、従来は廃棄対象であった木質バイオマスが地域内経済循環に加わることとなります。</p> <p>参考：長野県における薪ストーブの利用実態とCO2排出削減量の推計(長野県環境保全研究所研究報告)  <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kanken/johotekyo/kenkyuhokoku/hozen/documents/8-4.pdf">https://www.pref.nagano.lg.jp/kanken/johotekyo/kenkyuhokoku/hozen/documents/8-4.pdf</a></p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>第6章に示しておりますとおり、木質バイオマスの活用は重要と考えておりますので、今後の具体的施策の参考とさせていただきます。</p>
27	27 ページ	第6章 1. 各部門・分野での対策とその促進のための施策 (2) 地域環境の整備	2030年の「充電設備の整備力所数」が空欄になっています	ご指摘のとおり、数値の記載が漏れていた箇所を修正いたします。
28	32 ページ	第9章	<p>島原市では、本計画の策定にあたり、「島原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会」を設置して、地域関係団体の代表者等や事業者の代表者等を交えて市民参画のうえで計画を策定したようです。  <a href="https://www.city.shimabara.lg.jp/reiki/H506902500069/H506902500069_j.html">https://www.city.shimabara.lg.jp/reiki/H506902500069/H506902500069_j.html</a></p> <p>壱岐市における本計画(区域施策編)で、壱岐市から期待を受ける事業者等が本計画をどれだけ当事者意識をもって自分たちの計画であると認識し、我がこととして区域施策をどれだけ担っていくかによって本計画の実効性が高まるものと思いますが、策定段階で自治基本条例に基づく対話と共創がどのようになされてきたのか、本項に追記をご検討いただけますと幸いです。</p> <p>また、策定段階で市民参画が実現されていない場合、実施段階・検証段階での市民参画の実装が必要と思いますが、実効性を確保されるためにどのような工夫をされるかについて、普及啓発も含めて本項に追記をご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、本計画の策定に係る市民参画としまして、今回のパブリックコメントも実施をしているところですが、本計画の実施段階において、市民の皆様等に当事者意識を持っていただけるよう、周知啓発に努めるとともに、検証段階の市民参画の在り方等についても検討いたします。</p>

29	32 ページ	第9章	<p>計画の全体が庁舎内での計画にとどまっている印象です。</p> <p>壱岐市地球温暖化対策実行計画を推進するには、市民や民間団体、専門機関等の連携が必要です。壱岐市地球温暖化防止対策協議会などの活動を全面に出された方が良いと感じました。</p> <p>また、進捗管理・評価・見直しについても、庁舎内だけでは計画の推進を図ることは厳しいと考えます。</p> <p>今回の計画策定についても、壱岐市地球温暖化防止対策協議会などと協議がされているのでしょうか。パブコメだけでなく、協議会委員にも意見を求められてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり、壱岐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進には市民皆様をはじめ様々なステークホルダーに、自分事として関わっていただくことが重要と考えております。壱岐市地球温暖化防止対策協議会などの庁外機関にも適切な連携体制を構築し、進捗管理・評価・見直しを進めてまいります。</p> <p>本計画のパブリックコメントは、壱岐市地球温暖化防止対策協議会などの委員様も含め、広く市民皆様からご意見を頂戴できる機会と認識しております。</p>
30		その他	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第二十一条に、</p> <p>「10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。」</p> <p>というのがあるようです。</p> <p>五島市だと  <a href="https://www.city.goto.nagasaki.jp/s053/010/010/020/040/20230324153717.html">https://www.city.goto.nagasaki.jp/s053/010/010/020/040/20230324153717.html</a>      みたいな公表のしかたをされています。</p> <p>本計画（区域施策編）の策定を契機に、Web 掲載による市民への周知のご検討をお願いします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
31		その他	<p>本計画のパブリックコメントの実施担当課が、環境衛生課ではなく政策企画課とされていることに少し違和感がございます。庁内での協働・共創の結果に過ぎないという理解はしているのですが、環境衛生課さんで所管されなかった経過について、少しご事情をご教示いただけますと幸いです。</p> <p>そのうえで、たまたまパブリックコメントのフェーズにおいては政策企画課さんがされているだけということで、環境衛生課さんの今後の計画行政の担当課としての決意が伺えれば幸いです。</p>	<p>ご賢察のとおり、地球温暖化防止対策はどこかの部署だけが担当するものではなく、庁内においてはあらゆる部署の協働・共創で実施していくものと認識しております。</p> <p>政策企画課は、再生可能エネルギーを担当する部署でもあり、また、まちづくり協議会など、市民との協働に深く関わる部署であることから、地域脱炭素の実現のために、特に地域や市民等との連携・協働が必要となる「区域施策編」に関しては、同課が環境衛生課とも連携のうえで、事務局的な役割を担っています。</p> <p>計画の実行にあたっては、それぞれの部署の専門性を生かしつつ、機能的な協力・連携に努め、市としての取組や、市民の皆様等の取組への支援を行ってまいります。</p>